

川崎市公害健康被害者団体補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公害健康被害の補償等に関する法律及び川崎市公害健康被害補償条例に基づき、川崎市長が認定した者及びその遺族が、相互に連携し精神的負担の解消を図るために組織している公害健康被害者団体（以下「患者団体」という。）に対し、補助金を交付し公害健康被害者対策を円滑に推進することを目的とする。

（補助対象事業）

第2条 この補助金は、患者団体が、参加者相互の連携や精神的負担の解消を図るために行う事業を対象とする。

（運営費及び補助基準額）

第3条 補助対象となる運営費は、別表1に定めるとおりとする。

2 補助金算定の基準となる額は、別表2に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第3条 患者団体は、補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書及び収支予算書を添付し、市長あて申請しなければならない。

（交付の決定）

第4条 市長は、患者団体から補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適切と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行う。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）を患者団体に交付する。

3 補助金の交付は同一会計年度1回限りとする。

（補助金の支払）

第5条 市長は、適法な手続きにしたがって市長の指定する金融機関において補助金を支払う。

（事業変更等の届出及び承認）

第6条 患者団体は、次の各号に該当するときは、速やかに市長に届け出て承認を受けなければならない。

（1）補助対象事業の内容を変更するとき（軽微な事項であると市長が認めるものは除く。）。

（2）補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。

（3）偽りその他不正な方法で補助金の交付を受け又は補助金を不正に使用したとき。

（実績報告）

第7条 患者団体は、補助対象事業が完了した日から起算して2か月以内に事業実績報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

(別表 1) 運営費

川崎公害病患者と家族の会の運営に必要な以下の経費
印刷費、集会行事費、通信費、調査費、交通費、事務所費
諸会費、人件費、教宣費、会議費、行動費、連合会費
各種分担金、全国会議費、雑費

(別表 2) 補助基準額

	金額（年）
運営経費	720,000 円

附 則

この要綱は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

(あて先) 川崎市長

患者団体の長

年度患者団体（ ）運営費補助金交付申請書

年度患者団体（ ）の運営に伴い、川崎市の補助金を受けたく関係書類を添えて申請いたします。

1 補助金の目的及び内容

2 補助対象事業の実施予定期日

3 交付申請額

(第2号様式)

補助金交付決定通知書

指 令 番 号
患 者 団 体 の 長

年 月 日付で申請のありました患者団体()運営費補助金については、次の条件を付けて、金 円を交付します。

年 月 日

市 長 名 印

- 1 この補助金は、他の経費に流用しないこと。
- 2 この補助金に係る申請の内容を変更する必要があるときは、速やかに届け出て、市長の承認を得ること。
- 3 当該事業を完了したとき（事業の中止又は廃止の場合を含む。）は、事業実績報告書（第3号様式）を事業完了の日から起算して2か月以内に提出すること。
- 4 当該事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を備え、他の経理と区分して収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくこと。
- 5 前項の支出額に係わる支出内容を証明する書類を整備し、前項の帳簿とともに当該事業の完了した月の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- 6 次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (1) 正当な理由なく当該事業の施行を著しく変更し、又は遅延させたとき。
 - (2) 正当な理由なく当該事業を中止又は廃止したとき。
 - (3) 偽りその他不正な方法でこの補助金の交付を受けたとき。
 - (4) この交付条件に違反したとき。

(第3号様式)

年 月 日

(あて先) 川崎市長

患者団体の長

患者団体（ ）運営費補助金に係る実績報告書

上記補助金に係る事業実績について別紙関係書類を添えて報告いたします。

1 事業実績報告書

2 収支計算書

3 その他